

# 1 議 事 日 程（第1日）

（平成24年第2回有田川町議会定例会）

平成24年6月6日  
午前9時30分開会  
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
平成23年度有田川町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて  
平成23年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第3号）
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて  
平成23年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
4号）
- 日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて  
平成23年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第4  
号）
- 日程第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて  
平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第6  
号）
- 日程第9 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて  
平成23年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第  
1号）
- 日程第10 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて  
平成23年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 日程第11 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて  
平成23年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算（第1  
号）
- 日程第12 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて  
平成23年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1  
号）
- 日程第13 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて  
平成23年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算

(第2号)

- 日程第14 報告第11号 平成23年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第15 報告第12号 平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第16 報告第13号 平成23年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第17 報告第14号 平成23年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第18 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて  
有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて  
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 報告第17号 有田川町土地開発公社の経営状況について
- 日程第21 報告第18号 財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第22 議案第48号 平成24年度有田川町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第49号 平成24年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第50号 平成24年度有田川町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第51号 有田川町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第52号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第53号 有田川町清水斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第54号 有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第55号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第56号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第57号 有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第58号 有田川町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第59号 有田川町立児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第60号 有田川町農林産物振興センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第35 議案第61号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第62号 和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

日程第37 議案第63号 訴訟上の和解について

日程第38 議案第64号 財産の取得について

日程第39 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	増谷 憲	2番	堀江 眞智子
3番	橋爪 弘典	4番	東 武史
5番	岡 省吾	6番	前勢 利夫
7番	湊 正剛	8番	佐々木 裕哲
9番	森本 明	10番	殿井 堯
11番	坂上 東洋士	12番	楠部 重計
13番	新家 弘	14番	西 弘義
15番	中山 進	16番	竹本 和泰
17番	亀井 次男	18番	森谷 信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

7番	湊 正剛	13番	新家 弘
----	------	-----	------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中山 正隆	副町長	山崎 博司
清水行政局長	保田 永一郎	消防長	前田 英幸
総務政策部長	武内 宜夫	住民税務部長	坂上 泰司
建設環境部長	前 守	福祉保健部長	中島 詳裕
産業振興部長	福原 茂記	総務課長	田代 定昭
企画財政課長	林 孝茂	教育委員長	早田 智代
教育長	楠木 茂	教育部長	三角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	山本 泰司	書記	林 美穂
------	-------	----	------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（中山 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達していますので、第2回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成24年第2回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時31分

○議長（中山 進）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（中山 進）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番、湊正剛君、13番、新家弘君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（中山 進）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、5月25日に開催されました委員会の結果について、御報告をお願いします。

議会運営委員会委員長、森本明君。

○議会運営委員長（森本 明）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告申し上げます。

去る5月25日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から6月26日までの21日間と決定させていただきました。なお、一般質問は14日、15日を予定しております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第4から日程第39までの報告18件、議案17件、諮問1件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、日程第4、報告第1号から日程第21、報告第18号及び日程第38、議案第64号についての議案審議を、本日もお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう各議員の御協力をお願い申し上げます。

○議長（中山 進）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月26日までの21日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月26日までの21日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（中山 進）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出されました案件は、報告18件、議案17件、諮問1件であります。

また、本日の説明員は、町長ほか13人であります。

次に、本定例会までに受理いたしました陳情について、非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択のお願いについての陳情は、お手元に配付の文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託することに決定したので、御了解願います。

次に、監査委員より、平成24年2月、3月、4月分の例月現金出納検査の結果及び平成23年度水道事業棚卸検査の結果を受けていますので、お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4から日程第39までの議案36件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第39までの議案36件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。それでは、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成24年第2回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、この夏の節電につきまして、関西電力から平成22年を基準として15%以上の節電の協力依頼がありました。今も節電に取り組んでいるところでありますけれども、さらに役場庁舎を初め各公共施設の節電に努めるとともに、広報紙等により町民の皆様方にも節電の周知を図っていきたいと思っています。

提案理由の説明に先立ち、去る4月1日付で部長制導入に伴う職員の人事異動を発令しましたので、御紹介を申し上げます。

総務政策部長の武内宜夫でございます。

- 総務政策部長（武内宜夫）  
武内です。よろしくお願ひいたします。
- 町長（中山正隆）  
住民税務部長の坂上泰司でございます。
- 住民税務部長（坂上泰司）  
よろしくお願ひします。
- 町長（中山正隆）  
福祉保健部長の中島詳裕でございます。
- 福祉保健部長（中島詳裕）  
中島です。よろしくお願ひします。
- 町長（中山正隆）  
建設環境部長の前守でございます。
- 建設環境部長（前 守）  
前です。よろしくお願ひします。
- 町長（中山正隆）  
産業振興部長の福原茂記でございます。
- 産業振興部長（福原茂記）  
福原です。よろしくお願ひします。
- 町長（中山正隆）  
教育部長の三角治でございます。
- 教育部長（三角 治）  
三角でございます。よろしくお願ひいたします。
- 町長（中山正隆）  
議会事務局長の山本泰司でございます。
- 議会事務局長（山本泰司）  
よろしくお願ひします。
- 町長（中山正隆）  
総務課長の田代定昭でございます。
- 総務課長（田代定昭）  
田代です。よろしくお願ひします。
- 町長（中山正隆）  
企画財政課長の林孝茂でございます。
- 企画財政課長（林 孝茂）  
林でございます。どうかよろしくお願ひいたします。
- 町長（中山正隆）  
以上で紹介を終わります。

なお、説明員として出席する者は、副町長、教育委員長、教育長、部長職8名、課長職2名、私を含め14名が常時出席いたします。また、議案によって臨時的に出席する課長等につきましては、当日の議会開会までに議長に申し出て許可を得るようにしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について、御説明を申し上げます。

報告第1号から報告第10号までの10議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成23年度一般会計各特別会計補正予算について専決処分の承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成23年度有田川町一般会計補正予算第9号であります。

今回の補正は、町税、地方譲与税、地方交付税、国及び県支出金及び町債等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、財政調整基金に6億円、退職手当負担金基金に1億円をそれぞれ積み立て、翌年度の財源として予備費に1億9,614万1,000円を確保いたしております。これにより2億4,142万7,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は176億2,062万8,000円と相りました。

報告第2号は、平成23年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、事業費が確定したことにより負担金及び医療費の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,452万5,000円を減額補正し、補正後の予算総額は36億2,684万6,000円と相りました。

報告第3号は、平成23年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、事業費が確定したことにより保険給付費等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、408万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は6億7,799万9,000円と相りました。

報告第4号は、平成23年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、事業費が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、5,248万1,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は25億142万2,000円と相りました。

報告第5号は、平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第6号であります。

今回の補正は、分担金、負担金及び使用料などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額を減額した結果、5,860万8,000円の減額補正となり、

補正後の予算総額は7億5,816万3,000円と相りました。

報告第6号は、平成23年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、施設整備事業費が確定したことにより国庫補助金、町債等の額が決定しましたので、不用額となる未執行額を減額した結果、8,016万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は11億6,602万9,000円と相りました。

報告第7号は、平成23年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、分担金、負担金及び使用料などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、971万6,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は2億9,339万7,000円と相りました。

報告第8号は、平成23年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、施設管理費など不用額となる未執行額23万6,000円を減額補正しております。

報告第9号は、平成23年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、事業費が確定したことに伴い不用額となる未執行額60万4,000円を減額補正しております。

報告第10号は、平成23年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、施設管理費等事業費が確定したことにより不用額となる未執行額を減額した結果、1,753万2,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は1億704万9,000円と相りました。

報告第11号から報告第14号までの平成23年度有田川町一般会計、特別会計、水道事業会計予算の繰越計算書の報告についてであります。

報告第11号は、平成23年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成23年度の一般会計予算の経費を平成24年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第12号は、平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成23年度の簡易水道事業特別会計予算の経費を平成24年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第13号は、平成23年度有田川町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告



についてであります。

平成23年度の水道事業会計予算の経費を平成24年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第14号は、平成23年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成23年度の公共下水道事業会計予算の経費を平成24年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第15号は、有田川町税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成24年度地方税法の一部改正により、住民税関係では、年金所得者の申告手続の簡素化と本町では現在まで該当者はないのですが、東日本大震災に関連法による期間延長に伴う改正、固定資産税関係では、土地に係る固定資産税の負担調整措置の見直し、地域決定型地方税制特例措置の導入などについて本条例の一部を改正するものであります。

報告第16号は、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

平成24年度地方税法の一部改正に基づき、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件のもと、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を3年から7年に延長されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

報告第17号及び報告第18号は、有田川町土地開発公社及び財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

報告第17号は、有田川町土地開発公社の経営状況についてであります。

平成23年度は、土地の取得及び土地の処分については行いませんでした。平成23年度末における土地の保有状況は、完成土地89万2,297平方メートル、金額は1億4,219万5,000円となります。財務状況は、本年度の損益勘定では事業外収益31万8,048円に対し一般管理費74万5,810円で、差し引き42万7,762円が当年度の損失金であります。

次に、平成24年度事業計画及び予算であります。

平成24年度での公有用地取得及び土地売却等の事業についての計画はなく、予算での収入は事業外収益の29万4,000円に対し、支出は販売費及び一般管理費、予備費の142万9,000円となり、差し引きマイナス113万5,000円となります。

以上、報告といたします。

報告第18号は、財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

昨年9月に和歌山県を襲った台風12号と、それに伴う大雨の影響は、観光産業を主体とする開発公社にとって大変な痛手でありました。

事業収入においては、台風により国道が寸断された影響を受け、オートキャンプ場以外の施設はすべて減収となり、前年度に比べ約2,700万円減少し、総額が約2億785万円となりました。

事業費用については、事業収入の減少に伴い、前年度に比べ1,311万円減少し6,508万円になりました。特に主力の食文化提供事業においては、原価率が1.1ポイント改善され36%となり、原価意識の向上が図られました。

また、管理費におきましては、各施設の業務運営の見直し等、徹底したコスト削減に取り組んだ結果、賃金で620万円、公課費で33万8,000円、消耗品費で228万円など、合わせて前年度より1,651万円と大きく削減することができました。

よって、公社全体の損益は、事業収入の2億785万円、前年度比88.4%から事業費用と管理費用を合わせた2億2,831万円、前年度比88.5%を差し引いた結果、営業利益はマイナス2,046万円となりましたが、前年度と比べ約234万円改善されました。

また、施設別では、あさぎり、ふれあいの丘、キャンプ場、二川温泉、高原の家しみずが利益改善されています。最終的には、指定管理料を含む経常利益はマイナス448万円となり、前年度よりは約290万円の利益改善となりました。徹底したコスト削減を中心に損益改善努力の結果、前年度よりは赤字幅が縮小されたものの、依然として赤字経営が続いています。

特に今年度は、農振センターの解体工事を初めとして栗林地区の再開発事業が本格化し、周辺工事等により大幅に来客数が減少すると予想されます。このような大変厳しい公社運営の中、全職員一丸となり営業努力に全力を傾注し、危機的状況を回避して乗り越えていくよう、ふるさと開発公社に強く申し入れをいたしたく考えているところであります。

議案第48号は、平成24年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものは、2款総務費の財産管理費では、久野原児童館を久野原コミュニティセンターに改修する事業費として2,503万1,000円を、企画費では、安諦生活圈過疎対策事業として313万7,000円を、3款民生費の障害者福祉費では、障害者自立支援給付事業費として5,360万円を、老人福祉費では、介護保険事業特別会計繰出金として242万6,000円を、児童福祉総務費では、地域子育て創生事業費として380万4,000円を、児童措置費では、児童発達支援事業給付費などに357万6,000円、子ども手当国庫負担金返還金として572万9,000円を、4款衛生費の環境衛生費では、太陽光発電設備導入補助金や太陽熱利用設備導入補助金として340万円を、5款農林水産事業費の農業振興費では、鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金として55万円を、農地費では、県営中山間地域ほ場環境整備モデル事業の負担金などに250万円を、林業振興費では、林業担

い手社会保障制度等充実対策事業補助金として108万2,000円を、紀の国森づくり基金活用事業として、小学生の体験学習の実施に15万8,000円を、8款土木費の道路新設改良費では、町道一ッ松天満線において長年未解決であった狭小箇所の用地問題が解決したことによる改良事業費として636万円を、9款消防費の消防施設費として186万5,000円を、10款教育費の社会教育総務費として弁護士の委託料に58万4,000円を、図書館費としてコミュニティ事業助成金が減額されたことによる対象事業費の減額であります。

また、社会教育施設費として、町民の方からアレック運営に役立てていただきたいと御寄附をいただき、その補正を30万円しております。今回の補正額は1億1,200万7,000円となり、補正後の予算総額は166億6,000万7,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしましては、国・県支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び町債を充てることにいたしております。

議案第49号は、平成24年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、有田周辺広域圏事務組合介護認定審査会の負担金の増額分242万6,000円を補正するものであります。補正後の予算総額は、25億7,969万1,000円と相ります。

議案第50号は、平成24年度有田川町水道事業会計補正予算第1号であります。

これは、湯浅町と平成24年3月30日において、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、浄水を分水する契約を締結したことによる補正であります。

まず、業務の予定量の補正であります。年間給水量については、湯浅分水分の予定量31万5,000立方メートルを加え、補正後は226万7,000立方メートルになります。

次に、収益的予算の補正であります。これは、分水に伴う営業収益及び消費税の補正であります。

収入では、第1款水道事業収益の現計予算3億5,873万8,000円に対し3,979万2,000円の増で、補正後の予算額は3億9,853万円になります。

支出では、第1款水道事業費用の現計予算3億5,110万4,000円に対し189万4,000円の増で、補正後の予算額は3億5,299万8,000円となります。

議案第51号から議案第53号につきましては、現行の外国人登録制度を廃止し、法務大臣が適法に在留する外国人に対し空港等で在留カードを発行する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が、平成21年7月15日に交付され、平成24年7月9日に施行されることに伴うものであります。

議案第 5 1 号は、有田川町行政組織条例の一部を改正する条例の制定であります。

有田川町行政組織条例第 2 条に規定する「外国人登録」を「在留関連事務」に改正するものであります。なお、今後は日本人と同様に外国人住民についても住民票が作成され、日本人住民票と外国人住民票が世帯ごとに編成され、住民基本台帳が作成されることとなります。

議案第 5 2 号は、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

町手数料徴収条例の第 2 条関係の別表から、「外国人登録原票記載事項証明」の項を削るものであります。

議案第 5 3 号は、有田川町清水斎場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

町斎場条例第 4 条中、「及び外国人登録法」の文言を削るものであります。

次に、議案第 5 4 号と第 5 5 号については、農民広場の廃止に伴うもので、この施設は老朽化等により合併当初から使用されていない状況であり、今回、条例の一部改正をするものであります。

議案第 5 4 号は、有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

町体育施設条例第 3 条から、「農民広場」の項を削るものであります。

議案第 5 5 号は、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

町使用料の徴収に関する条例の第 2 条関係の別表から、「農民広場」の文言を削るものであります。

議案第 5 6 号は、有田川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき制定した有田川町鳥獣被害対策実施隊設置要綱により、町特別職の非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第 1 条関係の別表第 1、その 2 に有害鳥獣の捕獲等の業務を行う隊員に対する報酬日額 6, 0 0 0 円を追加するためのものであります。

議案第 5 7 号は、有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回、国や県、県内市町村の特殊勤務手当の支給状況を踏まえ、支給基準を精査し、廃止を含めた見直しを行うものであります。

議案第 5 8 号は、有田川町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

久野原へき地保育所については、園児数の減少により、区の合意のもと平成 2 3 年 4 月 1 日から 1 年間休所としてきましたが、将来的に園児数の増加が望めない状況に

ある中、当該保育所については久野原児童館を間借りしていたことから、児童館を廃止していくことに伴い、休所から廃所の手続を行うものであります。

議案第59号は、有田川町立児童館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

昭和59年4月1日から久野原児童館が開設され、たくさんの子どもの憩いの場としてこの施設が利用されてきました。しかしながら、近年では出生率も下がり、子どもの数が減少する中、児童館の利用者も減り、平成8年4月1日から休館をしておりました。このような状況の中、この施設について地元の久野原地区の住民が、伝統文化の継承や調理加工・研修・各種行事の区の拠点施設として使用していくことになり、休館から廃止の手続が必要となったものです。

議案第60号は、有田川町農林産物振興センター条例を廃止する条例の制定についてであります。

農林漁村活性化支援事業に係る周辺整備により、有田川町農林産物振興センターが解体撤去されることに伴い、本条例を上程するものであります。なお、撤去した跡地には、農山漁村総合交流促進施設「レストランと物販棟」を建築する予定であります。

議案第61号は、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、炭酸ナトリウム、過酸化水素、付加物が危険物に追加されたことに伴い、現行の有田川町火災予防条例の一部を改正する必要があるものであります。

議案第62号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてであります。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行予定で、外国人住民が新たに住民基本台帳の適用対象に加わることに伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約について所要の変更を行う必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出させていただきます。

議案第63号は、訴訟上の和解についてであります。

平成17年4月、農民広場の用地内に借地契約している土地のほかに、登記簿上、個人名義の土地があることが判明し、その後、協議を重ねるが解決に至らず、やむなく平成22年7月、当該土地について町名義への所有権移転登記等の請求のため訴えを提起しました。その後、数回に及ぶ口頭弁論等を行ってきましたが、裁判所から和解勧告がされたのを受け、今回、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出させていただきます。

議案第64号は、財産の取得についてであります。

平成24年度有田川町加圧式給水車購入について、平成24年5月17日、13業者を指名し競争入札に付したところ、和歌山県有田郡有田川町大字庄406番地、阪

和自動車株式会社、代表取締役田甫治氏が893万円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

現人権擁護委員、有田川町大字植野の米田美鈴氏の3年間の任期が本年9月30日までとなっており、法務大臣の委嘱決定までの手続に3カ月程度要することから、本議会において後任の委員として、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解のある有田川町大字天満の崎山誠子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中山 進）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

——ないようでございますので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩中に3階中会議室において全員協議会を開催しますので、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

休憩 10時12分

再開 15時51分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

……………日程第4 報告第1号……………

○議長（中山 進）

日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度有田川町一般会計補正予算第9号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

報告第1号について質疑をさせていただきます。歳出の79ページに、森林整備費として森林整備地域活動支援交付金、今回、1,537万2,000円減額しておりますが、これが国の指導によって間伐が今までみたいに間伐だけをできなくなって、作業道を整備して、そして搬出間伐をしなければならないという事態になってくると、我が有田川町においては今後、間伐の作業がこのままでいくとますます進まなくなる

というふうに推察するわけですが、そうなるとますます森林の整備がかえっておくれていくのではないかというふうに心配します。国へ対して文句を言うとのあわせて、こういう事態になったからには町単で支援することも含めて対応策が要るのではないかと思います。町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（中山 進）

産業振興部長、福原君。

○産業振興部長（福原茂記）

非常に搬出が中心になっていくということで、議員御指摘のとおり、非常に我が町にとっては不利な条件であると思います。その中で、50ヘクタール以上のそういう森林整備計画に基づいて、できる限り搬出に努めていただきたいとは思いますが、それとは別に、まだ正式には確定はしてないんですけども、紀の国森づくり基金、森づくり税があります。それから、そういう搬出、不適不利なところについては、そこから補助をしようという県の方針というふうに聞いています。それは、恐らくもう近々そういう形で話があるかと思っています。だから、それをまた活用して地域の未整備森林の間伐等に努めていただければなというふうに考えております。以上です。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

国のほうへも働きかけよというお話であります。この全国の町村というのは、ほとんどが我々みたいな地方の町村でありまして、このことについては本当に皆さんが困っているところであります。

実は、今度の6月21日、たまたま全国町村会の農林水産部会というところの委員会に入ってますんで、そこの委員会が開催されます。そこで、ぜひこのことについても国のほうに陳情書を上げていただけるように話しかけたいと思います。

○議長（中山 進）

他に質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第5 報告第2号……………

○議長（中山 進）

日程第5、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第6 報告第3号……………

○議長（中山 進）

日程第6、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕



○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第7 報告第4号……………

○議長（中山 進）

日程第7、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第8 報告第5号……………

○議長（中山 進）

日程第8、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第6号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第9 報告第6号……………

○議長（中山 進）

日程第9、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第10 報告第7号……………

○議長（中山 進）

日程第10、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第11 報告第8号……………

○議長（中山 進）

日程第11、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第12 報告第9号……………

○議長（中山 進）

日程第12、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第13 報告第10号……………

○議長（中山 進）

日程第13、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第14 報告第11号……………

○議長（中山 進）

日程第14、報告第11号、平成23年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

……………日程第15 報告第12号……………

○議長（中山 進）

日程第15、報告第12号、平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第16 報告第13号……………

○議長（中山 進）

日程第16、報告第13号、平成23年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第17 報告第14号……………

○議長（中山 進）

日程第17、報告第14号、平成23年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第18 報告第15号……………

○議長（中山 進）

日程第18、報告第15号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第19 報告第16号……………

○議長（中山 進）

日程第19、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第20 報告第17号……………

○議長（中山 進）

日程第20、報告第17号、有田川町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第21 報告第18号……………

○議長（中山 進）

日程第21、報告第18号、財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第38、議案第64号、財産の取得についてを先に審議

したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第38、議案第64号、財産の取得についてを先に審議することに決定しました。

……………日程第38 議案第64号……………

○議長（中山 進）

日程第38、議案第64号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第22、議案第48号から日程第37、議案第63号まで及び日程第39、諮問第1号を提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思います。これを御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会といたします。

なお、次回の本会議は、6月14日木曜日、午前9時30分を開議します。

~~~~~

延会 16時09分